



発行 東京都

目次

47

規則

- 東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
.....(福祉保健局少子社会対策部保育支援課).....
- 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....(同).....

規則

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百八十二号

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則(平成十八年東京都規則第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号の表四階以上の部避難用の項中「保育室」を「保育室等」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認め

られるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同項第三号、第四号及び第十号」に改める。附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

2 子供の登園又は降園の時間帯その他の子供が少数である時間帯において、第五条第一項により認定こども園に置かなければならない保育従事職員の数が一人となる場合には、当分の間、同条第三項の規定により置かなければならない保育従事職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

附則

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百八十三号

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十六年東京都規則第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号の表二階の部避難用の項中「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改め、同表三階の部避難用の項中

「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同条第三項第三号、第四号及び第十号」に改め、同表四階以上の部避難用の項中「保育室」を「保育室等」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が

定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第三項第二号、第三号及び第九号」を「同項第三号、第四号及び第十号」に改める。

附則に次の四項を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第四条第二号前段の規定により必要となる直接従事職員の数が一人となる場合には、当分の間、同号の規定により置かなければならない直接従事職員のうち一人は、同号の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

9 第四条第二号の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じた直接従事職員の総数が、当該幼保連携型認定こども園に係る利用定員に応じて第四条第二号の規定により置かなければならない直接従事職員の数（以下この項において「規定職員数」という。）を超える場合における同号の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じた直接従事職員の総数から、規定職員数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 前二項の規定により第四条第二号の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、常時同号の規定により置かなければならない

直接従事職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

